さいたま市浦和区公式X(旧Twitter)運用方針の制定について さいたま市浦和区公式X(旧Twitter)運用方針を次のように定める。

さいたま市浦和区公式X(旧Twitter)運用方針

さいたま市浦和区Twitter (ツイッター) 運用方針 (令和元年9月2日制定) の全部を改正する。

(目的)

- 1 X(旧Twitter)(以下「X」といいます。)は、携帯端末でも情報を入手できるため、その利便性において、区政に関する情報を発信していくツールとして有効です。 Xを活用することで、区に関する情報発信手段を拡充し、区民をはじめ広く多くの方が区政情報に触れる機会を増やすことを目的とします。
  - %「X」は140文字以内で情報を発信できる、速報性や簡易性があるミニブログサービスで、米国X C or p. (X社)の商標又は登録商標です。サービス内容、広告掲載等はX社の運営によるものです。

(発信主体及び管理者)

2 さいたま市浦和区コミュニティ課公式X(以下「浦和区公式X」といいます。) の発信主体は、さいたま市浦和区コミュニティ課とし、管理者は浦和区コミュニティ課長とします。

(アカウント)

3 浦和区公式Xのアカウント名は、「UrawaSCPR」 とします。浦和区公式XのURLは、https://x.com/UrawaSCPRです。

(情報発信時間)

4 運用時間は、平日の8時30分から17時15分までとします。ただし、管理者 が必要と判断した場合はその限りではありません。

(発信内容)

- 5 発信内容は、管理者の監督のもと、区に関する以下のさまざまな情報を発信する ものとします。
  - (1) 危機(災害)対策本部体制及び警戒本部体制下における災害等に関する情報
  - (2) 区の施策・事業に関する情報
  - (3) 区の報道発表に関する情報

- (4) 区が主催・共催・協働・後援するイベントの情報
- (5) その他管理者が許可した内容

※ただし、後援するイベントについては、区ホームページ掲載のイベントに限ります。 ※なお、情報発信については、内閣官房情報セキュリティセンター、総務省、経済産業省の「国、地方公共団体等公共機関における民間ソーシャルメディアを活用した情報発信についての指針」(平成23年4月5日付)に基づき、運営するものとします。 (返信、フォロー、リポスト)

- 6 浦和区公式Xの発信に対する意見などに対しては、個別に返信はしません。また、原則さいたま市浦和区コミュニティ課からはフォロー、リポストはしません。ただし、さいたま市、国、他自治体、公共交通機関など公共性が高い組織等で、特に管理者が必要と認めるものはこの限りではありません。
- ※「フォロー」:他のユーザーを指定し、登録(フォロー)することで、その相手の発信内容を自分のホーム画面に自動的に表示させる機能。
- ※「リポスト」:他のユーザーの発信を自分が再度発信(リポスト)し、自分をフォローしているユーザーにも共有できるようにすること。

(その他)

7 浦和区公式Xの利用について、なんらかの理由で不都合が発生した場合は、予告なしに管理者が利用を中止し、プロフィールや名前、お知らせ内容を変更若しくは削除し、又はアカウントそのものを削除するものとします。

附則

この運用方針は、令和6年4月30日から施行する。

附則

この運用方針は、令和6年8月1日から施行する。